

平成 2 2 年八王子市公告第 1 6 2 号の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 4 月 1 日

八王子市長 初 宿 和 夫

改正後	改正前
<p>第 1 用語の定義</p> <p>4 電子調達サービス <u>東京都の区市町村等が共同で運営する、入札参加者がインターネットを利用して、入札参加資格申請、電子入札等を行うことができるサービスをいう。</u></p> <p>5 格付 <u>電子調達サービス</u>が算出する競争入札参加資格の等級及び順位若しくは順位のみ又はそれらを算出するための審査をいう。</p> <p>第 3 申請方法</p> <p>1 申請方法 登録申請をしようとする者は、下記の電子調達サービスのサイトから申請プログラムを取得し、必要事項を入力して作成した申請データを、電子調達サービスに送信しなければならない。 ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp</p> <p>2 電子証明書の購入及び登録 登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局が発行する IC カード電子証明書を購入し、電子調達サービスへ登録することを必要とする。行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。</p> <p>3 から 5 省略</p> <p>6 受付票の印刷</p>	<p>第 1 用語の定義</p> <p>4 共同運営電子調達サービス <u>東京都内の区市町村等で構成される東京電子自治体共同運営協議会会員が、共同で利用する東京電子自治体共同運営電子調達サービスをいう。</u></p> <p>5 格付 <u>共同運営電子調達サービス</u>が算出する競争入札参加資格の等級及び順位若しくは順位のみ又はそれらを算出するための審査をいう。</p> <p>第 3 申請方法</p> <p>1 申請方法 登録申請をしようとする者は、下記の共同運営電子調達サービスのサイトから申請プログラムを取得し、必要事項を入力して作成した申請データを、共同運営電子調達サービスに送信しなければならない。 ホームページアドレス https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp</p> <p>2 電子証明書の購入及び登録 登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局が発行する IC カード電子証明書を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録することを必要とする。行政書士に登録申請の代理を依頼するときも、同様とする。</p> <p>3 から 5 省略</p> <p>6 受付票の印刷</p>

登録申請を行い承認された者は、第 3 の 1 に記載した電子調達サービスのサイトにアクセスし、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を自ら印刷し、適用年月日以後使用することができる。ただし、受付票に実印、使用印又は代理人印（使用印又は代理人印については、これらを使用する旨の申請を行った場合に限る。）が押印されていないもの及び裏面に印鑑証明書がちょう付されていないものは無効とする。

第 5 競争入札参加資格の審査基準

2 等級区分と審査方法

- (1) 省略
- (2) 等級と順位を決定する営業種目の審査方法

競争入札参加資格の審査は、各営業種目別に下記 3 に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。

3(1)に定める方法により算出した客観等級及び 3(2)に定める方法により算出した主観等級により、当該営業種目の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した営業種目の等級はその一致した等級とし、相違した場合は、いずれか低い方を当該営業種目の等級とする。同一等級内の順位については、3(1)で算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。

なお、順位付けについては、電子調達サービスに登録申請を行い承認された者すべてを対象として行う。

- (3)から(5)省略

第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

競争入札参加資格の審査結果は審査が終了次第、電子調達サービスに登録する。登録申請者は自らの登録申請に係る審査結果を電子調達サービスで確認するものとする。

登録申請を行い承認された者は、第 3 の 1 に記載した共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を自ら印刷し、適用年月日以後使用することができる。ただし、受付票に実印、使用印又は代理人印（使用印又は代理人印については、これらを使用する旨の申請を行った場合に限る。）が押印されていないもの及び裏面に印鑑証明書がちょう付されていないものは無効とする。

第 5 競争入札参加資格の審査基準

2 等級区分と審査方法

- (1) 省略
- (2) 等級と順位を決定する営業種目の審査方法

競争入札参加資格の審査は、各営業種目別に下記 3 に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。

3(1)に定める方法により算出した客観等級及び 3(2)に定める方法により算出した主観等級により、当該営業種目の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した営業種目の等級はその一致した等級とし、相違した場合は、いずれか低い方を当該営業種目の等級とする。同一等級内の順位については、3(1)で算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。

なお、順位付けについては、共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者すべてを対象として行う。

- (3)から(5)省略

第 7 競争入札参加資格の審査結果の確認、変更等

1 審査結果の確認

競争入札参加資格の審査結果は審査が終了次第、共同運営電子調達サービスに登録する。登録申請者は自らの登録申請に係る審査結果を共同運営電子調達サービスで確認するものとする。

2 省略

3 変更申請

申請内容のうち、以下の内容に変更があったときは、電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。

ただし、以下の内容以外の変更（合併、分割又は事業譲渡により企業再編を行った場合を除く。）については、既に登録している資格を取り消し、あらたに登録申請を行わなければならない。

(1)から(10) 省略

第8 代理申請

1 行政書士による行政書士登録

(1) 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は、事前にセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「行政書士用電子証明書」を購入のうえ、インターネットを利用して下記の電子調達サービスのサイトにアクセスし、電子証明書その他の必要事項を電子調達サービスに登録しなければならない。

ホームページアドレス

https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

(2)から(4) 省略

(5) 変更登録

行政書士の登録内容のうち下記の項目に変更があったときは、電子調達サービスにより速やかに該当項目の登録を変更しなければならない。

Aからカ 省略

2 申請者による代理申請の設定及び解除

行政書士に代理申請を依頼する者は、電子調達サービスにより代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も同様とする。代理申請の設定又は解除は、電子調達サービスに行政書士のシリアル番号を登録又は削除することにより行う。

なお、行政書士により行政書士登録が取り消

2 省略

3 変更申請

申請内容のうち、以下の内容に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。

ただし、以下の内容以外の変更（合併、分割又は事業譲渡により企業再編を行った場合を除く。）については、既に登録している資格を取り消し、あらたに登録申請を行わなければならない。

(1)から(10) 省略

第8 代理申請

1 行政書士による行政書士登録

(1) 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は、事前にセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「行政書士用電子証明書」を購入のうえ、インターネットを利用して下記の共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、電子証明書その他の必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。

ホームページアドレス

https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp

(2)から(4) 省略

(5) 変更登録

行政書士の登録内容のうち下記の項目に変更があったときは、共同運営電子調達サービスにより速やかに該当項目の登録を変更しなければならない。

Aからカ 省略

2 申請者による代理申請の設定及び解除

行政書士に代理申請を依頼する者は、共同運営電子調達サービスにより代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も同様とする。代理申請の設定又は解除は、共同運営電子調達サービスに行政書士のシリアル番号を登録又は削除することにより行う。

されたときは、当該行政書士に係る代理申請の設定は解除されるものとする。

3 行政書士による代理申請

行政書士が代理申請を行う場合、行政書士は自らの電子証明書により電子調達サービスにログインし、代理申請しようとする事業者を選択したうえで登録の申請を行うものとする。登録申請の方法は第 3 に、取消申請及び変更申請の方法は第 7 の定めに準じて行わなければならない。

第 9 その他

1 競争入札参加資格者名簿の公開

競争入札参加資格者名簿については、電子調達サービスにおいて、適用年月日から公開する。

2 から 3 省略

なお、行政書士により行政書士登録が取り消されたときは、当該行政書士に係る代理申請の設定は解除されるものとする。

3 行政書士による代理申請

行政書士が代理申請を行う場合、行政書士は自らの電子証明書により共同運営電子調達サービスにログインし、代理申請しようとする事業者を選択したうえで登録の申請を行うものとする。登録申請の方法は第 3 に、取消申請及び変更申請の方法は第 7 の定めに準じて行わなければならない。

第 9 その他

1 競争入札参加資格者名簿の公開

競争入札参加資格者名簿については、共同運営電子調達サービスにおいて、適用年月日から公開する。

2 から 3 省略